

パサージュ・たま実施要綱

（目的）

第 1 条 パサージュ・たまは、多摩区内の生活支援や就労支援を行っている障害児者施設・作業所、障害児者団体等（以下「団体」という。）の活動紹介、当事者による作品の展示等を通し、当事者、団体及び区民との交流を図るとともに、障害に対する理解を広く区民に深めることを目的とする。

（事業内容）

第 2 条 前条の目的を達成するため、多摩区総合庁舎 1 階アトリウム等を利用し、原則月 2 回パサージュ・たまとして、次に掲げる事業を実施する。

- （ 1 ） 施設及び活動の紹介
- （ 2 ） 作品の展示等
- （ 3 ） 作業実演及び作業体験
- （ 4 ） 相談コーナーの設置
- （ 5 ） その他障害者福祉に関する普及啓発を目的とすること。

（参加の条件）

第 3 条 参加することができる団体は、川崎市多摩区内を中心に活動する団体で、次の各号の全てに該当する団体とする。

- （ 1 ） 次のいずれかに該当する団体

ア 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

第 5 条の規定に基づく「障害福祉サービス事業」を行う団体又は同法

第 7 7 条の規定に基づく「地域生活支援事業」を受託する団体

イ 障害児者が活動する自主又は非営利の団体

ウ 障害に係る事業等を行う関係機関

(2) 実施当日に当事者及び活動を紹介できるスタッフが参加可能である団体

(申請等)

第4条 参加を希望する団体は、パサージュ・たま参加申請書(第1号様式)を多摩区長に提出しなければならない。

2 多摩区長は、団体の参加を認めるときはパサージュ・たま参加承認通知書(第2号様式)により、団体の参加を認めないときはパサージュ・たま参加不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

3 多摩区長は、団体が本事業の目的に反する行為をし、不相当と認めるなど正当な理由があるときは、当該団体の参加を取り消すことができる。この場合、パサージュ・たま参加取消通知書(第4号様式)により通知するものとする。

4 団体が運営委員会から脱退するときは、パサージュ・たま脱退届(第5号様式)を多摩区長に提出しなければならない。

(運営に関する会議体の設置)

第5条 運営に関する会議体の設置及び運営に関する事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前のパサージュ・たま実施要綱第3条の規定によりパサージュ・たまに参加している団体は、この要綱の施行の日に、第4条第2項に定める第2号様式による通知書によって承認されたものとみなす。

(宛先) 川崎市多摩区長

代表者名

1 事業所名・団体名		2 設立/事業開始年月
3 電話番号	4 メールアドレス	5 担当者氏名
6 事業所・団体の所在地（自主団体の場合、主な活動場所とその所在地）		
7 法人形態・団体の性質		8 （法人の場合）法人名
☐ 社会福祉法人 ☐ 特定非営利活動法人 ☐ 株式会社 ☐ 合同会社 ☐ 法人格のない自主団体 ☐ その他（ ）		
9 パサージュ・たま開催時に実施すること		
☐ 障害当事者が作製した作品等の販売 ☐ 障害当事者が作製した作品等の展示や配布（金銭の授受なし） ☐ 事業所・団体の活動の広報 ☐ その他（ ）		
10 展示・販売する作品等の詳細		
11 （作品の展示・販売を行う場合）作品等の作成過程における障害当事者の関わり度合い		
12 パサージュ・たま事業に貢献できること		

☐ パサージュ・たま実施要綱に規定する目的の達成に資する活動を積極的に実施します。

☐ 営利を目的とした勧誘や紹介など、目的から逸脱する活動を行いません。

□ 「障害福祉サービス事業」を行う団体又は「地域生活支援事業」を受託する団体
 ・ ・ ・ 指定書など前述の事業を行っていること又は受託していることが確認できる書類

□ 障害児者が活動する自主又は非営利の団体

□ 障害に係る事業等を行う関係機関
 ・ ・ ・ 事業計画書、活動報告書など前述の事実が確認できる書類

(第 2 号様式)

川 第 号
年 月 日

様

川崎市多摩区長

パサージュ・たま参加承認通知書

このことについて、次のとおり承認したので通知します。

事業所・団体名	
承認日	年 月 日
留意事項	

多摩区役所地域みまもり支援センター
(福祉事務所・保健所支所)
地域ケア推進課
電話

(第3号様式)

川 第 号
年 月 日

様

川崎市多摩区長

パサージュ・たま参加不承認通知書

このことについて、次のとおり不承認としたので通知します。

事業所・団体名	
不承認日	年 月 日
不承認の理由	

多摩区役所地域みまもり支援センター
(福祉事務所・保健所支所)
地域ケア推進課

電話

(第 4 号様式)

川 第 号
年 月 日

様

川崎市多摩区長

パサージュ・たま参加取消通知書

このことについて、次のとおり参加を取り消すので通知します。

事業所・団体名	
取消日	年 月 日
取消理由	

多摩区役所地域みまもり支援センター
(福祉事務所・保健所支所)
地域ケア推進課
電話

(第 5 号様式)

年 月 日

(宛先) 川崎市多摩区長

事業所・団体名
代表者名

パサージュ・たま脱退届

当団体は、都合によりパサージュ・たまを脱退したいので届け出ます。

事業所・団体名	
脱退日	年 月 日
脱退事由	